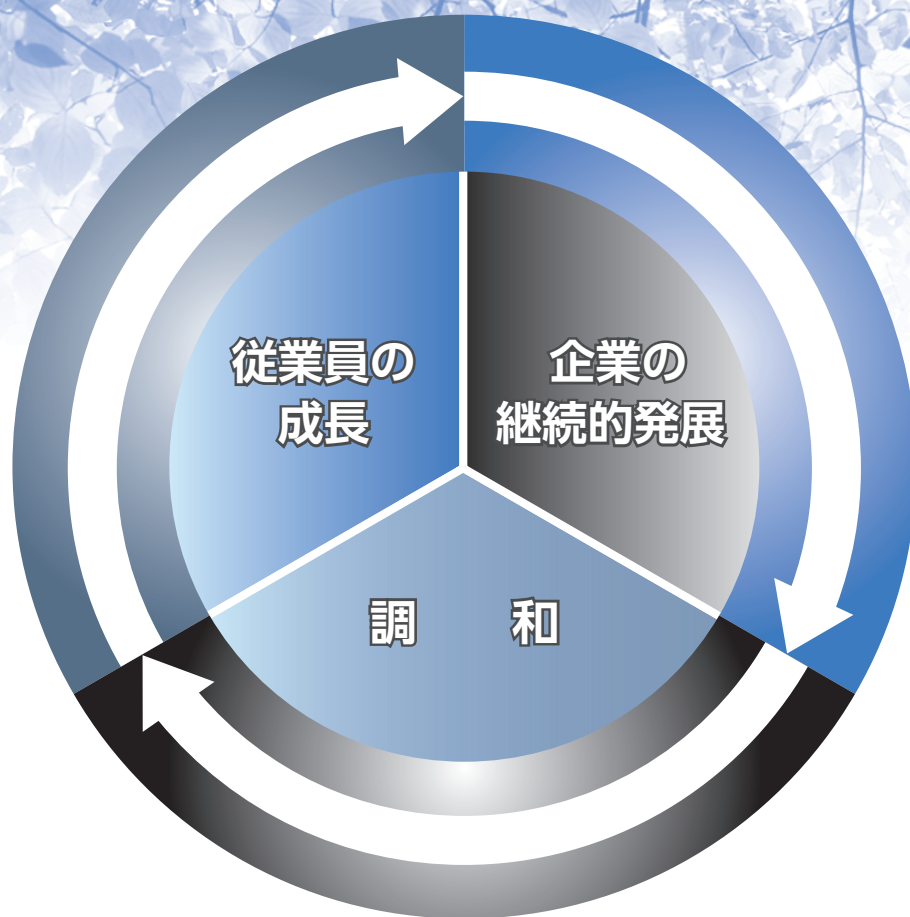


# 職業能力開発サービスセンター ご案内



—企業の継続的发展と働く人々の充実した職業生活を目指して—

キャリア支援の  
ための  
相談・助言(無料相談)

キャリア支援の  
ための  
多彩なツール

専門スタッフ  
(アドバイザー・  
コンサルタント・  
サポーター)が対応

全国に幅広い  
ネットワーク

厚生労働省・中央職業能力開発協会・都道府県職業能力開発協会



# 職業能力開発サービスセンター とは

企業が行う従業員のキャリア形成の取組を  
様々な方法で支援する総合的な窓口です

## 相談と助言

次のような内容について総合的に相談・助言など行います。

- 職業能力開発促進法に基づく事業内職業能力開発計画の作成支援
- 職業能力開発推進者の選任、育成など
- 従業員のキャリア形成支援の取組方法、研修カリキュラムの作成支援
- 職業能力評価基準を活用した人事評価制度等の構築
- キャリア・コンサルティングの導入・活用
- キャリア形成サポーターによる若年在職者を中心としたキャリア・コンサルティングに関する相談支援

## 相談と助言

## 専門スタッフ(無料相談)

サービスセンター窓口、企業訪問による助言・指導をします。

- キャリア開発アドバイザーが窓口で対応します。  
人事・労務経験・職業能力開発に関し、豊富な知識を有する経験者  
相談の受付、情報提供、講習会の企画などを担当
- 人材育成コンサルタントが貴社に訪問いたします。  
中小企業診断士、社会保険労務士、経営コンサルタントなどの経験の豊富な専門家がコンサルタントとして登録  
企業を訪問して人材育成、キャリア形成支援、人事制度の見直しの相談に対し、助言・指導
- キャリア形成サポーターがキャリア・コンサルティングのご相談に対応します。  
キャリア・コンサルタントの資格を有する者がサポーターとして登録  
キャリア・コンサルティングに関する相談支援などを担当

## 専門スタッフ(無料相談)

## ネットワーク

全国に地域と密接で幅広いネットワークがあります。

- 全国各地にサービスセンターを設置
- 相談支援実績の共有化で様々な相談に対応
- 全国の職業能力開発推進者や、ハローワーク、商工会議所等 関係機関と密接なネットワークを活用し情報提供と人材育成を目指します。

## ネットワーク

### 目次

|                                                          |   |                     |    |
|----------------------------------------------------------|---|---------------------|----|
| 職業能力開発サービスセンターとは                                         | 2 | 職業能力開発推進者の選任を(選任書式) | 6  |
| 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び<br>向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針 | 3 | キャリア・コンサルティングの導入・活用 | 10 |
| 助成金について                                                  | 5 | キャリア診断サービス          | 11 |
| 「事業内職業能力開発計画」作成のすすめ                                      | 5 | キャリア支援企業表彰          | 11 |
|                                                          |   | その他の支援等             | 12 |
|                                                          |   | 中小企業事業主の範囲          | 13 |
|                                                          |   | 職業能力開発サービスセンター      | 16 |



# 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針

厚生労働省告示第296号(平成13年9月12日:平成18年改正)

## 第一 趣旨

この指針は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第10条の3及び第10条の4の規定によりその雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

## 第二 法第10条の3第1号に関する事項(情報の提供、相談の機会の確保その他の援助)

事業主は、労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、次のような情報の提供、相談の機会の確保その他の援助に努めること。

- ①労働者に対して、次に掲げる情報その他の職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報を提供すること。その際には、情報伝達のための各種の手段を活用すること等により公平かつ効果的な提供を行うようにすること。
  - (1)職務等の内容及びその遂行に必要な職業能力に関する情報
  - (2)労働者の配置に係る基本的方針及びその運用状況に関する情報
  - (3)人材育成に係る基本的方針及びこれに基づき行う職業訓練、職業能力検定等に関する情報
- ②労働者に対して、次に掲げる相談の機会の確保その他の援助(以下「キャリア・コンサルティング」という。)を行うこと。
  - (1)労働者自らの職業経験及び適性に関する十分な理解を促進すること。その際、労働者の希望等に応じ、キャリアシートの記入に係る指導その他の労働者自らの取組を容易にするための援助を行うこと。
  - (2)労働者自らの職業生活設計及びこれに基づく実務の経験、職業訓練の受講、職業能力検定の受検等を容易にするための相談の機会の確保を行うこと。
- ③キャリア・コンサルティングを適切かつ効果的に行うため、次のような措置を講ずること。
  - (1)キャリア・コンサルティングを定期的に行うこと。
  - (2)実習等を通じた職務の体験機会の確保等により職務に対する理解を促進すること。
  - (3)キャリア・コンサルティングを行うに当たって、職業能力検定の結果を適切に活用すること。  
また、労働者がキャリア・コンサルティングに必要な職業能力評価を受けることについて、必要な援助を行うこと。
  - (4)キャリア・コンサルティングを担当する者にその能力の向上に資するための講習等を受けさせること。
  - (5)キャリア・コンサルティングに関する専門的な知識及び技能を有する者並びにキャリア・コンサルティングの専門的サービスを提供する機関の効果的な活用を図ること。
  - (6)キャリア・コンサルティングの過程で知り得た労働者の個人情報に適性に管理すること。

### 第三 法第10条の3第2号に関する事項(労働者の配置その他の雇用管理についての配慮)

事業主は、労働者が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、労働者の配置その他の雇用管理について、次のように配慮すること。

- ①労働者の配置その他の雇用管理に関する取扱いを決定し、又は実施する場合には、当該労働者の職業生活設計に即した実務経験の機会の確保に配慮すること。
- ②必要に応じて、社内公募制度等の導入その他の労働者の自発性、適性及び能力を重視した的確な配置及び処遇上の配慮が可能となる制度の整備を図ること。
- ③職業訓練等を通じて開発及び向上が図られた職業能力の有効活用を図るため、当該職業能力の十分な発揮が可能となるよう職務への配置等について配慮すること。

### 第四 法第10条の4第1項第1号に関する事項(休暇の付与)

事業主は、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇、再就職準備休暇その他の休暇（以下「休暇」という。）の付与を効果的に行うため、次のように配慮すること。

- ①労働協約若しくは就業規則又は事業内職業能力開発計画において対象労働者、教育訓練の範囲等を明記し、その内容を労働者に周知すること等により、休暇の活用の促進を図ること。
- ②教育訓練の受講のための休暇のほか、職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを受けるための休暇、自己啓発を目的としたボランティア体験等のための休暇等労働者自らによる多様な職業能力開発の促進に資する休暇を与えるよう配慮すること。
- ③休暇の付与の対象となる教育訓練等の範囲について、労働者の希望及び適性に応じた多様な選択が可能となるよう、配慮すること。
- ④長期にわたる休暇について、キャリア・コンサルティングとの組合せ、定期的に付与する仕組みの導入等その効果的な付与に配慮すること。

### 第五 法第10条の4第1項第2号に関する事項(教育訓練等を受ける時間の確保)

事業主は、始業及び終業の時刻の変更、勤務時間の短縮その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を効果的に確保するために必要な措置を講ずるに当たって、次の事項に配慮すること。

- ①労働者が受講を希望する教育訓練の実施時間と就業時間とが重複する場合等について、始業及び終業の時刻の変更、勤務時間の短縮、時間外労働の制限等の適切な措置を講ずること。
- ②上記①の措置について、労働協約若しくは就業規則又は事業内職業能力開発計画に明記すること、その内容を労働者に周知すること等により、その活用の促進を図ること。

### 第六 その他

- ①事業主は、職業開発推進者を適切に選任するとともに、事業内職業能力開発計画の実施に当たっての権限を委任する等により、職業能力開発推進者の積極的な活用を図ること。
- ②事業主は、キャリア・コンサルティングを担当する者に対し、職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために当該事業主が講ずる措置について意見を述べる機会を与えるよう努めること。
- ③事業主は、キャリア・コンサルティングの実施に関する技術的な助言、キャリア形成促進助成金その他の支援措置等の効果的な活用を図ること。
- ④事業主は、第二の①に掲げる情報について、可能な限り、求職者に対しても提供するよう努めること。
- ⑤事業主は、その雇用する労働者の職業能力の開発及び向上が、青年期、壮年期及び高齢期を通じて段階的かつ体系的に行われるよう努めること。

## 助成金について

キャリア形成促進助成金では、従業員のキャリア形成を促進するために職業訓練等の能力開発を段階的、体系的に実施する事業主に対して、訓練に要した「経費」、「賃金」の一部が助成されます。

助成金の申請には、「労働組合などの意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること」と「職業能力開発推進者を選任していること」が必要になります。

詳細はお近くの都道府県労働局へご確認ください。

## 「事業内職業能力開発計画」作成のすすめ

この計画の作成は、職業能力開発促進法第11条に基づき、事業主の努力義務となっています。

「事業内職業能力開発計画」は、雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に行うために事業主が作成する計画です。

計画の作成に当たったポイントは、労働者の職業能力開発について、仕事の種類やレベル別に、何を身につけたらよいか、そのためにはどのような学習・訓練を受ければよいかを整理することです。これらを明らかにして示すことで、企業の経営者や管理者と労働者が能力開発について共通の認識を持ち、効果的な職業能力開発を行うことが可能になります。さらに、計画の作成により、労働者の自発的な学習・訓練の取組意識が高まることも期待されます。

こうして磨かれた従業員は貴社のかけがえのない資産となり、永続的發展に欠かせない存在となります。

ぜひ、事業内職業能力開発計画を作成しましょう。

事業内職業能力開発計画には決まった様式や記載内容の定めといったものではありません。形ではなく会社の独自性がわかりやすく表現されていること、労働者に正しく伝えられるものであることが大切です。

価値あるものとするために能力開発計画に先立ち、「経営理念」「人材育成の基本方針」「雇用管理の方針」「各職務に必要な職業能力」「教育訓練体系図」といった内容を記載するとよいでしょう。

また、閲覧・保存に適した様式・紙質等が適当です

### ■作成のポイント

- |   |                                                                                                                           |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 自社の経営理念を明確にして全労働者が共通の心構えを持てるようにします。<br>経営理念や経営方針は、労働者一人ひとりの意識・行動が一致してこそ効果となって現れます。<br>事業内職業能力開発計画では経営理念を全労働者に示すことが礎となります。 |
| 2 | 企業が労働者に期待していることや求める人材像を示し、何を評価するかといったことを明らかにします。また、企業には全体が見わたせるキャリアパスを示し従業員自らキャリア形成を行うよう促すことが求められます。                      |
| 3 | 営業部、総務部といった部署や課長、係長、主任といった役割ごとに求められる能力を整理し体系化します。                                                                         |
| 4 | 労働者一人ひとりが存分に能力を発揮するためには各職務で求められる職業能力を明らかにし、OJTだけでなくさまざまな教育訓練で身につけることも必要です。事業内能力開発計画で「教育訓練体系図」としてまとめましょう。                  |

職業能力開発サービスセンターでは、事業内職業能力開発計画作成のご相談も受付ております。

また、キャリア形成支援サイトにおいて「事業内職業能力開発計画」作成の手引きを公表していますので参考ください

<http://www.career.javada.or.jp/id/career/contents/code/2-5>

## 職業能力開発推進者の選任を！

推進者の選任は、「職業能力開発促進法」第12条において、事業主の努力義務とされています。

労働者のキャリア形成を支援し、個々の職業能力を存分に発揮してもらうことは企業の発展に不可欠な要素です。労働者の職業能力開発を計画的に企画・実行することが大切ですが、こうした取組を社内です積極的に推進するキーパーソンが「職業能力開発推進者」（以下「推進者」という）です。まだ「推進者」を選任されていない場合は、ぜひ、この機会にお考えください。

### 推進者の役割

事業内における職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務

効率的・効果的な職業能力の開発を進めていくには、時代の要請と変化を捉えた自社に最適な職業能力開発計画を作成することが何よりの近道となります。

労働者に対し、職業能力開発に関する指導、周知や相談に応じる業務

能力開発に関する労働者からの相談に対して、キャリア・コンサルティング技法を活用し、効果的な支援を行うことで、キャリアアップに繋がります。

国、都道府県、中央・都道府県職業能力開発協会の連絡に関する業務

職業能力開発行政機関との連絡を円滑に行うことで、自社に有益な能力開発に関する情報を入手することができます。

### バックアップ

職業能力開発サービスセンターでは、職業能力開発推進者がその役割を果たせるよう、さまざまな支援体制を整えています。

相談・支援、情報提供

専門スタッフがお話をお聞きしながら、貴社にあったキャリア形成支援のアドバイス等を行い、お手伝いをいたします。

職業能力開発推進者講習の実施

職業能力開発サービスセンターでは、職業能力開発に関するさまざまな知識や技法を無料で学べる「職業能力開発推進者講習」を開催しています。

#### 『講習テーマ』

- キャリア・コンサルティング技法に関すること
- 事業内職業能力開発計画の作成に関すること
- 職業能力開発に関する各種給付金制度の活用に関すること
- 職業能力評価基準の活用に関すること     など



## 「職業能力開発推進者」選任書式の書き方 (P.8.9参照)

### 〈届け出の種類〉

選任▶新たに推進者を選任する場合に選任に○をつけて提出してください。

変更▶提出された「選任調べ」の記載内容に変更が生じた場合、どの項目であっても「変更調べ」の提出が必要になります。必要箇所に記載のうえ、変更に○をつけて提出してください。

解任▶事業所の廃止若しくは統合又は選任基準の変更(事業所単独選任から本社選任へ変更等)により、当該事業所において推進者を選任しなくなった場合に、提出時の事業所名にて必要箇所に記載のうえ、解任に○をつけて提出してください。

- ①▶11桁の雇用保険の適用事業所番号を記入してください。  
また、現在雇用保険の申請中のため雇用保険適用事業所番号のない事業所は番号が確定次第、手続きをされた職業能力開発サービスセンターへご連絡ください。
- ②▶代表者職・氏名は事業所の代表者名としてください。  
(例)事業主、支店長、工場長等。  
印は代表者の印を押印します。代表者の印を所有しない場合は社印もしくは事業所を代表する印(私印でないもの)を押印してください。
- ③▶推進者の所属する事業所の所在地を記入してください。実質営業活動を行っている事業所と登記上の所在地が異なる場合は、実際に活動を行っている所在地を記入してください。  
住所変更の際は「変更調べ」に記入のうえ、提出してください。
- ④▶企業の主な事業内容は、⑩で選んだ事業内容について記入してください。
- ⑤▶資本金の額は、円単位で記入してください。  
「事業所単独選任」または「本社選任」の場合は、企業全体の資本金額  
「共同選任」の場合は、推進者の所属する企業単位(事業所単位)の資本金額
- ⑧▶推進者の役職名、氏名、連絡先をご記入下さい。推進者が2人以上選任されている場合には、総人数をカッコ内(1人の場合は1)に記入し、役職名氏名等は、国等との連絡に関する業務を担当する推進者を記入してください。
- ⑨▶事業所単独選任(原則):事業所単位により、単独で推進者を選任する場合  
本社選任:本社の推進者が事業所(支社等)の推進者を兼ねて選任する場合  
共同選任:本社選任以外の複数企業、複数事業所で選任する場合
- ⑩▶産業分類:事業内容が複数に渡る場合は、主たる事業のみに○をつけてください。  
(参考)総務省統計局HP「日本標準産業分類」  
[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)  
中小企業庁HP「中小企業者の範囲」[http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_12.html](http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_12.html)
- ⑪▶企業規模:該当する記号に○をつけてください。  
(参考)中小企業庁HP「中小企業者の定義」<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
- ⑫▶推進者変更調書を提出する場合は、変更箇所の番号を記入してください。

|         | ⑥▶企業全体で常時雇用する労働者数                      | ⑦▶当該事業所で常時雇用する労働者数                             | 裏 面                                                             |
|---------|----------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|         | 推進者が所属する企業全体の常時雇用する労働者数※(本・支店等の全事業所合計) | 推進者が所属する事業所の常時雇用する労働者数※(同一雇用保険適用事業所番号の全事業所を含む) | (支店、出張所、共同事業所等一覧)                                               |
| 事業所単独選任 | 当該事業所等の労働者数(本・支社、事業所等の労働者数)合計          | 当該事業所のみの労働者数(同一雇用保険番号の事業所も含める)                 | 未 記 入                                                           |
| 本社選任    | 当該本社の労働者数、同企業内において本社以外の支社、事業所等の労働者数合計  | 当該本社のみの労働者数(企業全体が同一雇用保険番号の場合は、左欄と同数)           | 推進者の所属する事業所以外の本・支社、事業所等の情報を事業所毎に全て記入(雇用保険番号が同一番号の場合は同一の番号を記入する) |
| 共同選任    | 当該企業の本・支社、事業所等の労働者数合計                  | 当該事業所のみの労働者数(同一雇用保険番号の事業所も含める)                 |                                                                 |

※「常時雇用する労働者」とは2ヵ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。

## 表面 (添付)

職業能力開発推進者

選任  
変更  
解任

調べ

|             |  |
|-------------|--|
| 受<br>付<br>印 |  |
|-------------|--|

表面

職業能力開発促進法第12条の規定による職業能力開発推進者の選任(変更・解任)状況については、次のとおりである。

平成 27 年 5 月

| ① 雇用保険適用事業所番号                          | 1 2 3 4 - 1 2 3 4 5 6 - 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|-------|------|-------------|-----------|-------|-----|-------|--------|-------|-----------|--------|--------|-------|--------|
| フリガナ                                   | カブシキガイシャ ショクギョウノウリョクカイハツ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ② 事業所の名称                               | 株式会社 職業能力開発<br>代表者役職・氏名 代表取締役 職能 太郎                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ③ 事業所の所在地                              | 所在地<br>〒123-4567<br>東京都千代田区千代田 0-0-0<br>電話番号 03 (3456) 0000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ④ 企業の主な事業内容                            | 企業に係る職業能力開発の実施及び援助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ⑤ 企業の資本金の額                             | 10,000,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ⑥ 企業全体で常時雇用する労働者数                      | 150 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ⑦ 当該事業所で常時雇用する労働者数                     | 100 人 (雇用保険適用事業所単位)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ⑧ 職業能力開発推進者役職・氏名                       | 役 職 名 教育訓練部長<br>フリガナ キョウイク タロウ<br>氏 名 教 育 太 郎 (全 1 人)<br>電 話 番 号 03 (3456) 0000<br>F A X 03 (3456) 0000<br>e - m a i l t-kyouiku@javada.or.jp                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ⑨ 選 任 基 準<br>(該当する番号に○)                | 1 事業所単独選任 ② 本社選任 3 共同選任<br>(原則は事業所単独選任。複数の雇用保険適用事業所の推進者を兼ねる場合、本社選任又は共同選任。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ⑩ 産 業 分 類<br>(該当する記号に○)                | A 農業、林業 B 漁業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業<br>F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業<br>I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業<br>L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業<br>N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉<br>Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの)<br>S 公務 (他に分類されるものを除く) T 分類不能の産業                                                                                                                                                 |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ⑪ 企 業 規 模<br>(該当する記号に○)                | A 大企業 B 中小企業<br>中小企業の範囲は、以下の表に該当するものをいう。<br><table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金の額</th> <th>労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> |        | 区分 | 資本金の額 | 労働者数 | 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 | 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 区分                                     | 資本金の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 労働者数   |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| 小売業(飲食店を含む)                            | 5,000万円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 50人以下  |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| 卸売業                                    | 1億円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 100人以下 |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| サービス業                                  | 5,000万円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 100人以下 |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| その他の業種                                 | 3億円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 300人以下 |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |
| ⑫ そ の 他<br>(変更の場合は、変更箇所の番号の記入をお願いします。) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |    |       |      |             |           |       |     |       |        |       |           |        |        |       |        |

- (注) 1. 「解任」とは、事業所の廃止又は統合もしくは選任基準の変更により、当該事業所において推進者を選任しなくなった場合をいいます。
2. 一つの事業所に職業能力開発推進者が2人以上選任されている場合には、職業能力開発サービスセンター等との連絡に関する業務を担当する推進者の方をご記入下さい。
3. 推進者全員の人数について(全 人)に記入して下さい。(1人の場合は1と記入して下さい。)
4. 本社選任の場合は支店・出張所等を、共同選任の場合は共同事業所等を裏面に記入又は同様の様式で作成したものを添付して下さい。
5. 「企業全体で常時雇用する労働者数」とは、推進者が所属する企業の本社・支店・事業所等の合計労働者数をいいます。
6. 当該様式に記載された情報については、厚生労働省に提出され、個人情報保護法に基づき、職業能力開発支援に必要となる範囲内で、厚生労働省・職業能力開発サービスセンター等において利用させていただく場合があります。



## 裏面 (添付)

裏面

〔 支店、出張所等一覧表  
共同事業所等一覧表 〕

|             |  |
|-------------|--|
| 受<br>付<br>印 |  |
|-------------|--|

|    | 雇用保険適用事業所番号                                                                                                                                                                                          | 事業所の名称            | 産業分類 | 事業所の常時雇用労働者数 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|--------------|
| 1  | 9876-987654-9                                                                                                                                                                                        | 株式会社 職業能力開発 東京事業所 | R    | 50           |
| 2  |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 3  |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 4  | <div>雇用保険適用事業所番号</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進者の所属する事業所等とその他の事業所等の雇用保険適用事業所番号が同一の場合であっても各々記入します。</li> <li>・ 「職業能力開発推進者選任調べ」提出後に雇用保険適用事業所番号に変更がある場合は、「変更調べ」の提出をお願いします。</li> </ul> |                   |      |              |
| 5  |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 6  |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 7  |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 8  | <div>事業所の名称</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進者の所属事業所等以外の事業所名（共同選任企業、支社、営業所等）を記入します。</li> </ul>                                                                                       |                   |      |              |
| 9  |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 10 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 11 | <div>産業分類</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分類記号（A～T）及び対応する大分類名称を事業所ごとに記入します。</li> </ul>                                                                                                |                   |      |              |
| 12 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 13 | <div>事業所の常時雇用労働者数</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裏面は選任基準が本社選任、共同選合の場合に、推進者の所属していない企業（事業所等）が常時雇用している労働者数を事業所ごとに記入します。</li> </ul>                                                      |                   |      |              |
| 14 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 15 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 16 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 17 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 18 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 19 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |
| 20 |                                                                                                                                                                                                      |                   |      |              |

※ この欄で不足する場合、または別途作成して添付する場合は、同様の様式で作成して添付すること。

# キャリア・コンサルティングの導入・活用

## キャリア・コンサルティングとは、

「労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう労働者の希望に応じて実施される相談」と職業能力開発基本計画(第7次)では定義しています。

- 「人材」は企業のかげがえのない資源です。  
従業員自らのキャリア開発は、企業の永続的发展にとっても不可欠なものであり、企業と個人の「共生」が重要です。
- 企業の発展と従業員の充実した職業生涯の実現に向けて労使が共に考えていくためにも、「キャリア・コンサルティング」を導入・活用しましょう！

## 1

### キャリア・コンサルティングを導入・活用していただくためには・・・

まず、第一に経営や人材育成の中核となる、

- 職業能力開発推進者の方々
- 経営者、管理職の方々
- 人事・労務・教育担当者の方々に体験していただくことが重要です。

明確化

職業能力開発サービスセンターではキャリア・コンサルティング入門編として「職業能力開発推進者講習(導入レベルのキャリア・コンサルティング講習)」を開催しています。この講習は、従業員の自己理解を促し、やる気を出すための基本的な考え方やスキルを学ぶ内容となっています。

## 2

### キャリア・コンサルティングで期待されるものは？

- (1) 上司と部下のコミュニケーションを深めることができます。
- (2) 若手の従業員が自身の成長の目標を定めることができます。
- (3) 中堅社員の新たな目標への気づきや働きがいの発見が可能となります。
- (4) 個々人との面談により、組織としての課題や各人に期待される役割が明確になり、改善へと向かうことができます。
- (5) 従業員の自発性やモチベーションが高まり組織が活性化します。

## 3

### キャリア・コンサルティングの様々な場面での活用例

- (例)
- 新入社員研修時の個別面談において
  - 新入社員・若年労働者への職場定着のための相談実施時において
  - 中堅社員を対象とした節目ごとのキャリアデザイン研修時の個別面談において
  - 中途採用者に対する入社研修の個別の面談において
  - 新任管理職研修における面談機能の強化プログラム(カウンセリング・マインド研修)において
  - 仕事に応じた目標設定を行うための面談の実施において
  - 人事ヒアリングの個別面談において
  - 学生の就職ガイダンスや就職相談において

## キャリア診断サービス

### キャリア診断サービスとは、

ご要望のあった企業に対し、専用のツールを用いて、個別に人材育成上の課題の内容を診断し、担当のキャリア形成サポーターがそれに応じた相談等を実施します。

従業員のキャリア形成支援を行っていても、その支援が本当に従業員に役立っているのか、従業員はその支援のことをどのように評価しているのか、気になるところです。

そこで、「キャリア診断サービス」というツールを活用し、企業の思いと従業員の思いをそれぞれ専用シートにチェックをしてみましょう。「キャリア診断サービス」では、回答を基に診断結果を作成し、企業側と従業員側のギャップを図表で確認していただくことができます。

更に、その診断結果を基に、専門スタッフから御社の今後のキャリア形成支援のアドバイスを行います。

キャリア診断サービスの実施については、最寄りのサービスセンターへご相談ください。

## キャリア支援企業表彰

### 「人を育て、人が育つ企業表彰」の実施

キャリア支援企業の理念や取り組み内容を広く啓発、普及するための表彰事業を実施します。

キャリア支援企業とは、「人を育て」「人が育つ」ことに重点を置いた取組で成果を上げている企業をいいます。

表彰についての問合せは下記事務局で受付けております。お気軽にご相談ください。

### 「キャリア支援企業表彰」事務局

**TEL 03-6758-2820**

募集期間や募集要項、表彰企業の結果発表や、表彰企業が参加するキャリア支援推進シンポジウム開催情報などは、下記サイトにて随時お知らせします。こちらも併せてご覧ください。

【キャリア形成支援サイト】

<http://www.career.javada.or.jp/id/career/contents/code/5-1>



## その他の支援等

### 職業能力評価基準を活用した能力評価制度の支援

厚生労働省では、働く人の能力が適正に評価され、一人ひとりの能力が最大限に発揮される社会の実現を目指しそのインフラ整備を推進しています。職業能力評価基準は、能力を適正に評価するための公正で透明性の高い仕組みづくりのために平成14年度から策定されているものです。

#### 今、求められている人材マネジメント

～従業員に求める職業能力や人材像の明確化、  
人事評価制度の構築、人材育成体系の効果的設計～

##### 企業は

- 自社が求める能力要件を具体的に示したい
- 従業員が納得できる評価基準を整備したい
- 従業員の能力を客観的に把握し、効果的に人材育成を行いたい

##### 従業員は

- どのように仕事をすれば企業から評価されるのか知りたい
- キャリア形成の目標・指針がほしい
- 自身の能力を客観的に把握したい

客観的で具体的な能力評価の共通言語・ものさしにより“能力の見える化”を図ることが期待される

企業の人材ニーズと従業員の職業能力の整合性を図ることができれば、相乗効果により大きな力となり、企業価値向上の実現に繋がる

この実現のために**職業能力評価基準**の活用をご提案します！

サービスセンターでは、「職業能力評価基準」の活用をテーマとした推進者講習を実施しています。また、中央職業能力開発協会主催による職業能力開発評価基準の活用セミナーも各地で開催しています。開催情報については下記アドレスをご参照ください。

<http://www.hyouka.javada.or.jp/user/seminar.html>

## 中小企業事業主の範囲

中小企業事業主に該当するかどうかの判断は、「主たる事業」ごとに、「A 資本金の額または出資の総額」または「B 企業全体で常時雇用する労働者の数」によって行い、A、Bどちらかの基準に該当すれば、中小企業事業主となります。

ただし、資本金を持たない事業主は「B 企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。

(例) 個人、特殊社団法人、一般社団法人、公益法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合

また、「主たる事業」は、総務省の日本標準産業分類の業種区分に基づきます。

| 主たる事業       | A 資本金の額または出資の総額 | B 企業全体で常時雇用する労働者の数 |
|-------------|-----------------|--------------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下       | 50人以下              |
| サービス業       | 5,000万円以下       | 100人以下             |
| 卸売業         | 1億円以下           | 100人以下             |
| その他の業種      | 3億円以下           | 300人以下             |

## 業種区分 (総務省・日本標準産業分類)

| 業 種    | 当該分類項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小売業    | 大分類I (卸売業、小売業) のうち<br>中分類 56 (各種商品小売業)<br>中分類 57 (織物・衣服・身の回り品小売業)<br>中分類 58 (飲食料品小売業)<br>中分類 59 (機械器具小売業)<br>中分類 60 (その他の小売業)<br>中分類 61 (無店舗小売業)<br>大分類M (宿泊業、飲食サービス業) のうち<br>中分類 76 (飲食店)<br>中分類 77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| サービス業  | 大分類G (情報通信業) のうち<br>中分類 38 (放送業)<br>中分類 39 (情報サービス業)<br>小分類 411 (映像情報制作・配給業)<br>小分類 412 (音声情報制作業)<br>小分類 415 (広告制作業)<br>小分類 416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)<br>大分類K (不動産業、物品賃貸業) のうち<br>小分類 693 (駐車場業)<br>中分類 70 (物品賃貸業)<br>大分類L (学術研究、専門・技術サービス業)<br>大分類M (宿泊業、飲食サービス業) のうち<br>中分類 75 (宿泊業)<br>大分類N (生活関連サービス業、娯楽業)<br>ただし、小分類 791 (旅行業) は除く<br>大分類O (教育、学習支援業) (中分類 81、82)<br>大分類P (医療、福祉) (中分類 83～85)<br>大分類Q (複合サービス業) (中分類 86、87)<br>大分類R (サービス業〈他に分類されないもの〉) (中分類 88～96) |
| 卸売業    | 大分類I (卸売業、小売業) のうち<br>中分類 50 (各種商品卸売業)<br>中分類 51 (繊維・衣服等卸売業)<br>中分類 52 (飲食料品卸売業)<br>中分類 53 (建築材料、鉱物、金属材料等卸売業)<br>中分類 54 (機械器具卸売業)<br>中分類 55 (その他の卸売業)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 製造業その他 | 上記以外のすべて                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## 産業分類表

| 大 分 類           |    | 中 分 類                  | 小 分 類                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|----|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 農業・林業         | 1  | 農業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(01農業)・耕種農業、畜産農業、農業サービス業(園芸サービス業を除く)・園芸サービス業                                                                                                                                            |
|                 | 2  | 林業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(02林業)・育林業、素材生産業、特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)・林業サービス業、その他の林業                                                                                                                                    |
| B 漁業            | 3  | 漁業(水産養殖業を除く)           | 管理・補助的経済活動を行う事業所(03漁業)・海面漁業、内水面漁業                                                                                                                                                                       |
|                 | 4  | 水産養殖業                  | 管理・補助的経済活動を行う事業所(04水産養殖業)・海面養殖業、内水面養殖業                                                                                                                                                                  |
| C 鉱業・採石業・砂利採取業  | 5  | 鉱業・採石業・砂利採取業           | 管理・補助的経済活動を行う事業所(05鉱業・採石業・砂利採取業)・金属鉱業、石灰・亜灰鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業・砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)・その他の鉱業                                                                                         |
|                 | 6  | 総合工事業                  | 管理・補助的経済活動を行う事業所(06総合工事業)・一般土木建築工事業、土木工事業(舗装工事業を除く)・舗装工事、建築工事業(木造建築工事業を除く)・木造建築工事業、建築リフォーム工事業                                                                                                           |
|                 | 7  | 職別工事業<br>(設備工事業を除く)    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(07職別工事業)・大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業                                                                                      |
| D 建設業           | 8  | 設備工事業                  | 管理・補助的経済活動を行う事業所(08設備工事業)・電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業(さく井工事業を除く)・機械器具設置工事業、その他の設備工事業                                                                                                                        |
|                 | 9  | 食料品製造業                 | 管理・補助的経済活動を行う事業所(09食料品製造業)・畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業                                                                                      |
|                 | 10 | 飲料・たばこ・飼料製造業           | 管理・補助的経済活動を行う事業所(10飲料・たばこ・飼料製造業)・清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)・製水業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業                                                                                                                |
| E 製造業           | 11 | 繊維工業                   | 管理・補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)・製糸業・紡績業・化学繊維・ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、絹・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業(和式を除く)、下着類製造業、和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業                                                           |
|                 | 12 | 木材・木製品製造業<br>(家具を除く)   | 管理・補助的経済活動を行う事業所(12木材・木製品製造業)・製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業(竹・とうを含む)・その他の木製品製造業(竹・とうを含む)                                                                                                         |
|                 | 13 | 家具・装備品製造業              | 管理・補助的経済活動を行う事業所(13家具・装備品製造業)・家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業                                                                                                                                         |
|                 | 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業          | 管理・補助的経済活動を行う事業所(14パルプ・紙・紙加工品製造業)・パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業                                                                                                                   |
|                 | 15 | 印刷・同関連業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(15印刷・同関連業)・印刷業、製版業、製本業・印刷物加工業、印刷関連サービス業                                                                                                                                                |
|                 | 16 | 化学工業                   | 管理・補助的経済活動を行う事業所(16化学工業)・化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医療品製造業、化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品製造業、その他の化学工業                                                                              |
|                 | 17 | 石油製品・石炭製品製造業           | 管理・補助的経済活動を行う事業所(17石油製品・石炭製品製造業)・石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)・コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業                                                                                                       |
|                 | 18 | プラスチック製品製造業<br>(別掲を除く) | 管理・補助的経済活動を行う事業所(18プラスチック製品製造業)・プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)・その他のプラスチック製品製造業                                            |
|                 | 19 | ゴム製品製造業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(19ゴム製品製造業)・タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業                                                                                                        |
|                 | 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(20なめし革・同製品・毛皮製造業)・なめし革製造業、工業用革製品製造業(手袋を除く)・革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業                                                                            |
|                 | 21 | 窯業・土石製品製造業             | 管理・補助的経済活動を行う事業所(21窯業・土石製品製造業)・ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業(陶磁器を除く)・陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業                                                            |
|                 | 22 | 鉄鋼業                    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)・製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)・表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業                                                                                                                  |
|                 | 23 | 非鉄金属製造業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(23非鉄金属製造業)・非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)・非鉄金属・同合金圧延業(抽伸・押しを含む)・電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業                                                                           |
|                 | 24 | 金属製品製造業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(24金属製品製造業)・ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置・配管工用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)・金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業・熱処理業(はろう鉄器を除く)・金属線製品製造業(ねじ類を除く)・ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業 |
|                 | 25 | はん用機械器具製造業             | 管理・補助的経済活動を行う事業所(25はん用機械器具製造業)・ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業                                                                                                                   |
|                 | 26 | 生産用機械器具製造業             | 管理・補助的経済活動を行う事業所(26生産用機械器具製造業)・農業用機械製造業(農業用器具を除く)・建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業                                                   |
|                 | 27 | 業務用機械器具製造業             | 管理・補助的経済活動を行う事業所(27業務用機械器具製造業)・事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業                                                                       |
|                 | 28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業      | 管理・補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)・電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業                                                                                               |
|                 | 29 | 電気機械器具製造業              | 管理・補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)・発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業                                                                        |
|                 | 30 | 情報通信機械器具製造業            | 管理・補助的経済活動を行う事業所(30情報通信機器器具製造業)・通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業                                                                                                                           |
|                 | 31 | 輸送用機械器具製造業             | 管理・補助的経済活動を行う事業所(31輸送用機械器具製造業)・自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業・船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業                                                                                 |
|                 | 32 | その他の製造業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(32その他の製造業)・貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)・時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業                                               |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 33 | 電気業                    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(33電気業)・電気業                                                                                                                                                                             |
|                 | 34 | ガス業                    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(34ガス業)・ガス業                                                                                                                                                                             |
|                 | 35 | 熱供給業                   | 管理・補助的経済活動を行う事業所(35熱供給業)・熱供給業                                                                                                                                                                           |
|                 | 36 | 水道業                    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(36水道業)・上水道業、工業用水道業、下水道業                                                                                                                                                                |
| G 情報通信業         | 37 | 通信業                    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(37通信業)・固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業                                                                                                                                                  |
|                 | 38 | 放送業                    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(38放送業)・公共放送業(有線放送業を除く)・民間放送業(有線放送業を除く)・有線放送業                                                                                                                                           |
|                 | 39 | 情報サービス業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(39情報サービス業)・ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業                                                                                                                                                        |
|                 | 40 | インターネット附随サービス業         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(40インターネット附随サービス業)・インターネット附随サービス業                                                                                                                                                       |
|                 | 41 | 映像・音声・文字情報制作業          | 管理・補助的経済活動を行う事業所(41映像・音声・文字情報制作業)・映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業                                                                                                               |
| H 運輸業・郵便業       | 42 | 鉄道業                    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(42鉄道業)・鉄道業                                                                                                                                                                             |
|                 | 43 | 道路旅客運送業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(43道路旅客運送業)・一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業                                                                                                                          |
|                 | 44 | 道路貨物運送業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(44道路貨物運送業)・一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業                                                                                                                         |
|                 | 45 | 水運業                    | 管理・補助的経済活動を行う事業所(45水運業)・外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貨渡業                                                                                                                                                         |



|   | 大 分 類                 | 中 分 類                          | 小 分 類                                                                                                                                          |
|---|-----------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H | 運輸業・郵便業               | 46 航空運輸業                       | 管理・補助的経済活動を行う事業所(46航空運輸業、航空運送業、航空機使用業(航空運送業を除く))                                                                                               |
|   |                       | 47 倉庫業                         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(47倉庫業、倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)、冷蔵倉庫業)                                                                                                    |
|   |                       | 48 運輸に附帯するサービス業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(48運輸に附帯するサービス業)、港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業                                                 |
|   |                       | 49 郵便業(信書便事業を含む)               | 管理・補助的経済活動を行う事業所(49郵便業)、郵便業(信書便事業を含む)                                                                                                          |
| I | 卸売業・小売業               | 50 各種商品卸売業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(50各種商品卸売業)、各種商品卸売業                                                                                                            |
|   |                       | 51 繊維・衣服等卸売業                   | 管理・補助的経済活動を行う事業所(51繊維・衣服等卸売業)、繊維品卸売業、(衣服・身の回り品を除く)、衣服卸売業、身の回り品卸売業                                                                              |
|   |                       | 52 飲食料品卸売業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(52飲食料品卸売業)、農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業                                                                                               |
|   |                       | 53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業            | 管理・補助的経済活動を行う事業所(53建築材料・鉱物・金属材料など卸売業)、建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業                                                         |
|   |                       | 54 機械器具卸売業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(54機械器具卸売業)、産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業                                                                             |
|   |                       | 55 その他の卸売業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(55その他の卸売業)、家具・建具・じゅう器等卸売業、医療品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業                                                                    |
|   |                       | 56 各種商品小売業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)、百貨店・総合スーパー、その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)                                                                             |
|   |                       | 57 繊維・衣服・身の回り品小売業              | 管理・補助的経済活動を行う事業所(57繊維・衣服・身の回り品小売業)、呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の繊維・衣服・身の回り品小売業                                                     |
|   |                       | 58 飲食料品小売業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)、各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業                                                            |
|   |                       | 59 機械器具小売業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(59機械器具小売業)、自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業(自動車・自転車を除く)                                                                                  |
|   |                       | 60 その他の小売業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(60その他の小売業)、家具・建具・量小売業、じゅう器小売業、医療品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業               |
|   |                       | 61 無店舗小売業                      | 管理・補助的経済活動を行う事業所(61無店舗小売業)、通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業                                                                                            |
| J | 金融業・保険業               | 62 銀行業                         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(62銀行業)、中央銀行、銀行(中央銀行を除く)                                                                                                       |
|   |                       | 63 協同組織金融業                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(63協同組織金融業)、中小企業等金融業、農林水産金融業                                                                                                   |
|   |                       | 64 貸金業、クレジットカード業等<br>非預金信用機関   | 管理・補助的経済活動を行う事業所(64貸金業・クレジットカード業等非預金信用機関)、貸金業、質屋、クレジットカード業・割賦金融業、その他の非預金信用機関                                                                   |
|   |                       | 65 金融商品取引業・商品先物取引業             | 管理・補助的経済活動を行う事業所(65金融商品取引業・商品先物取引業)、金融商品取引業・商品先物取引業・商品投資顧問業                                                                                    |
|   |                       | 66 補助的金融業等                     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(66補助的金融業等)、補助的金融業・金融附帯業、信託業、金融代理業                                                                                             |
|   |                       | 67 保険業(保険媒介代理業・<br>保険サービス業を含む) | 管理・補助的経済活動を行う事業所(67保険業)、生命保険業、損害保険業、共済事業・少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業                                                                               |
| K | 不動産業・<br>物品賃貸業        | 68 不動産取引業                      | 管理・補助的経済活動を行う事業所(68不動産取引業)、建物売買業・土地売買業、不動産代理業・仲介業                                                                                              |
|   |                       | 69 不動産賃貸業・管理業                  | 管理・補助的経済活動を行う事業所(69不動産賃貸業・管理業)、不動産賃貸業(貸家業・貸間業を除く)、貸家業・貸間業、駐車場業、不動産管理業                                                                          |
|   |                       | 70 物品賃貸業                       | 管理・補助的経済活動を行う事業所(70物品賃貸業)、各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業                                                          |
| L | 学術研究・専門・<br>技術サービス業   | 71 学術・開発研究機関                   | 管理・補助的経済活動を行う事業所(71学術・開発研究機関)、自然科学研究所、人文・社会科学研究所                                                                                               |
|   |                       | 72 専門サービス業<br>(他に分類されないもの)     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(72専門サービス)、法律事務所・特許事務所、公証人役場・司法書士事務所・土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所・税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業・純粋持株会社、その他の専門サービス業 |
|   |                       | 73 広告業                         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(73広告業)、広告業                                                                                                                    |
|   |                       | 74 技術サービス業<br>(他に分類されないもの)     | 管理・補助的経済活動を行う事業所(74技術サービス業)、獣医療、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業                                                                |
| M | 宿泊業・<br>飲食サービス業       | 75 宿泊業                         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(75宿泊業)、旅館・ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業                                                                                                |
|   |                       | 76 飲食店                         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)、食堂・レストラン(専門料理店を除く)、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場・ビヤホール、バー・キャバレー・ナイトクラブ、その他の飲食店                                                  |
|   |                       | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業              | 管理・補助的経済活動を行う事業所(77持ち帰り・配達飲食サービス業)、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業                                                                                       |
| N | 生活関連サービス業・<br>娯楽業     | 78 洗濯・理容・美容・浴場業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(78洗濯・理容・美容・浴場業)、洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業                                                                |
|   |                       | 79 その他の生活関連サービス業               | 管理・補助的経済活動を行う事業所(79その他の生活関連サービス業)、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業                                                   |
|   |                       | 80 娯楽業                         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(80娯楽業)、映画館、興行場(別掲を除く)・興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園・遊園地、遊戯場、その他の娯楽業                                                         |
| O | 教育・学習支援業              | 81 学校教育                        | 管理・補助的経済活動を行う事業所(81学校教育)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校・各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園                                                  |
|   |                       | 82 その他の教育・学習支援業                | 管理・補助的経済活動を行う事業所(82その他の教育・学習支援業)、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育・学習支援業                                                                  |
| P | 医療・福祉                 | 83 医療業                         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(83医療業)、病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療養業、医療に附帯するサービス業                                                                                 |
|   |                       | 84 保健衛生                        | 管理・補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生)、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生                                                                                                   |
|   |                       | 85 社会保険・社会福祉・介護事業              | 管理・補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)、社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業                                                  |
| Q | 複合サービス事業              | 86 郵便局                         | 管理・補助的経済活動を行う事業所(86郵便局)、郵便局、郵便局受託業                                                                                                             |
|   |                       | 87 協同組合(他に分類されないもの)            | 管理・補助的経済活動を行う事業所(87協同組合)、農林水産業協同組合(他に分類されないもの)、事業協同組合(他に分類されないもの)                                                                              |
| R | サービス業<br>(他に分類されないもの) | 88 廃棄物処理業                      | 管理・補助的経済活動を行う事業所(88廃棄物処理業)、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業                                                                                        |
|   |                       | 89 自動車整備業                      | 管理・補助的経済活動を行う事業所(89自動車整備業)、自動車整備業                                                                                                              |
|   |                       | 90 機械等修理業(別掲を除く)               | 管理・補助的経済活動を行う事業所(90機械等修理業)、機械修理業(電気機械器具を除く)、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業                                                                              |
|   |                       | 91 職業紹介・労働者派遣業                 | 管理・補助的経済活動を行う事業所(91職業紹介・労働者派遣業)、職業紹介業、労働者派遣業                                                                                                   |
|   |                       | 92 その他の事業サービス業                 | 管理・補助的経済活動を行う事業所(92その他の事業サービス業)、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業                                                                      |
|   |                       | 93 政治・経済・文化団体                  | 経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利の団体                                                                                                          |
|   |                       | 94 宗教                          | 神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教                                                                                                                    |
|   |                       | 95 その他のサービス業                   | 管理・補助的経済活動を行う事業所(95その他のサービス業)、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業                                                                                            |
|   |                       | 96 外国公務                        | 外国公館、その他の外国公務                                                                                                                                  |
|   |                       | 97 国家公務<br>(他に分類されるものを除く)      | 立法機関、司法機関、行政機関                                                                                                                                 |
| S | 公務<br>(他に分類されるものを除く)  | 98 地方公務                        | 都道府県機関、市町村機関                                                                                                                                   |
|   |                       | 99 分類不能の産業                     | 分類不能の産業                                                                                                                                        |

## 職業能力開発サービスセンター（2015年4月現在）

| 名 称               | 電話番号         | 名 称                                                                                                                                                         | 電話番号         |
|-------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 北海道職業能力開発サービスセンター | 011-825-2388 | 京都職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 075-642-5071 |
| 青森職業能力開発サービスセンター  | 017-738-6464 | 大阪職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 06-6534-7512 |
| 岩手職業能力開発サービスセンター  | 019-613-4620 | 兵庫職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 078-371-2094 |
| 宮城職業能力開発サービスセンター  | 022-271-9223 | 奈良職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 0742-24-4127 |
| 秋田職業能力開発サービスセンター  | 018-823-0370 | 和歌山職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                           | 073-425-5455 |
| 山形職業能力開発サービスセンター  | 023-644-4250 | 鳥取職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 0857-21-1626 |
| 福島職業能力開発サービスセンター  | 024-525-8680 | 島根職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 0852-26-9331 |
| 茨城職業能力開発サービスセンター  | 029-221-0639 | 岡山職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 086-223-3441 |
| 栃木職業能力開発サービスセンター  | 028-643-0023 | 広島職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 082-245-4294 |
| 群馬職業能力開発サービスセンター  | 0270-23-7761 | 山口職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 083-932-2335 |
| 埼玉職業能力開発サービスセンター  | 048-827-0075 | 徳島職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 088-662-0303 |
| 千葉職業能力開発サービスセンター  | 043-296-1120 | 香川職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 087-882-2854 |
| 東京職業能力開発サービスセンター  | 03-5211-2355 | 愛媛職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 089-993-7336 |
| 神奈川職業能力開発サービスセンター | 045-633-5423 | 高知職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 088-846-2305 |
| 新潟職業能力開発サービスセンター  | 025-283-2144 | 福岡職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 092-671-5918 |
| 富山職業能力開発サービスセンター  | 076-433-2578 | 佐賀職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 0952-24-6408 |
| 石川職業能力開発サービスセンター  | 076-262-9027 | 長崎職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 095-894-9971 |
| 福井職業能力開発サービスセンター  | 0776-24-8839 | 熊本職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 096-285-5618 |
| 山梨職業能力開発サービスセンター  | 055-243-4918 | 大分職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 097-542-0163 |
| 長野職業能力開発サービスセンター  | 026-234-9080 | 宮崎職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 0985-58-1570 |
| 静岡職業能力開発サービスセンター  | 054-347-4703 | 鹿児島職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                           | 099-226-3240 |
| 愛知職業能力開発サービスセンター  | 052-524-2035 | 沖縄職業能力開発サービスセンター                                                                                                                                            | 098-894-3230 |
| 滋賀職業能力開発サービスセンター  | 077-537-6868 |                                                                                                                                                             |              |
| 岐阜職業能力開発サービスセンター  | 03-6758-2820 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     中央職業能力開発協会 キャリア形成基盤支援課に<br/>ご連絡ください。                 </div> |              |
| 三重職業能力開発サービスセンター  |              |                                                                                                                                                             |              |